

## 「今日から始める！ライフプラン」

### 【追 補】

#### ■雇用保険の基本手当の賃金日額等の変更（令和5年8月）

（52頁）

**基本手当の額** の計算式の※注意書きが次のように変わりました。

※基本手当日額には上限があり、45～59歳は 8,490円、60～64歳は 7,294円です。

（令和6年7月までの額）

（53頁）

図表1が次のように変わりました。

#### ●図表1●賃金日額に応じた率

（令和6年7月までの額）

賃金日額	2,746円以上 5,110円未満	5,110円以上 11,300円以下	11,300円超 12,580円以下	12,580円超
	60歳未満	80%	80～50%	
60歳以上 65歳未満	80～45%		45%	

注：賃金日額には上限があり、45～59歳は 16,980円、60～64歳は 16,210円です。

#### ■雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給限度額の変更（令和5年8月）

（55頁）

高年齢雇用継続給付を受ける条件と\*注意書きが次のように変わりました。

##### 高年齢雇用継続給付金を受ける条件

- ・60歳到達時点の賃金と比べて75%未満かつ 370,452円\*未満の賃金で就労している。

##### 高年齢再就職給付金を受ける条件

- ・基本手当の給付残日数が100日以上ある。
- ・再就職先の賃金額が、基本手当のもとになった賃金額に比べて75%未満かつ 370,452円\*未満である。
- ・再就職手当の支給を受けていない。

\* 令和6年7月までの額。